

# 福岡県公報

平成18年5月15日  
第 2 5 3 2 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年5月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和60年6月13日農林水産省告示第862号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 目 次

### 告 示（第965号）

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（治山課）…………… 1
- 正 誤
- 再掲（平成18年4月5日福岡県公報第2517号）中正誤…………… 1
- 保安林予定森林の所在場所等（平成18年5月福岡県告示第904号）中正誤…………… 1

## 告 示

福岡県告示第965号

## 正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤		
					上	下						
18・4・5	2517	再掲		48		○		表中	忠 <sup>○</sup> 隈	忠 <sup>●</sup> 隈		
				49		○		表中	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>大字内野</td><td>内野</td></tr> <tr><td>大字桑曲</td><td>桑曲</td></tr> </table>	大字内野	内野	大字桑曲
大字内野	内野											
大字桑曲	桑曲											
大字内野												
内野												
18・5・1	2528	告示	904	2	○		後ろから 2		139の28、139の <sup>○</sup> 36、139の66	139の28、139の66		

平成18年5月15日 月曜日

福岡県公報

第2532号

2

発行 福岡県庁  
福岡市博多区東公園七番七号  
(総務部行政経営企画課)

販売 九州印刷株式会社  
福岡市博多区東比恵二丁目  
チユルエツク

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)